

項目	施策	実施主体	短期(平成22~23年度)	中期(平成24年度~25年度)
1. 知の循環システムの確立	1-1 知のプラットフォームの構築(短期・中期)	国	産業界及び大学等が対話を行い、出口イメージの共有を図りつつ、イノベーション創出につながる戦略的な共同研究を生み出す枠組みを「知のプラットフォーム」として整備。	オープンイノベーションの促進、人材育成や国際標準の獲得に資するよう枠組み等について高度化を図るとともに、解決すべき技術課題や研究支援規模を順次拡充。
		大学等	知のプラットフォームにおいて、産業界の技術課題の解決に資する基礎研究を実施。一連の過程を通じて社会が求める人材を育成。	
		研究開発独法	大学等と産業界との結節点となり、産業技術に関する研究機関ネットワークのハブ機能を果たす。	
		産業界	新たなイノベーション創出に結びつくような共通の技術課題について知のプラットフォームを通じて大学等に主体的に発信するとともに、課題の解決を目指し、大学等との共同研究開発に積極的に関与。	
	1-2 公的事業投資機関との連携による実用化研究支援の強化(短期)	国	省庁の枠を超えて公的事業投資機関による活動と連携・協調した研究開発支援の枠組みを構築。	公的事業投資機関との連携による研究開発支援制度の充実・強化。
		大学等・研究開発独法	大学等・研究開発独法の研究成果の実用化を進めるベンチャー等と連携して技術課題を解決。	
		ベンチャー企業等	公的事業投資機関からの投資や大学等との連携による技術課題の解決を通じて大学等の研究成果の実用化を進め、次世代を牽引する新興産業の創出に向けて取り組む。	
		公的事業投資機関	事業化を見据えて大学等の研究開発に対して適切な助言等を行うとともに、ベンチャー等に対する事業投資を行い、大学等の研究成果の確実な社会還元と新事業の創出に向けて取り組む。	
2. 産学官連携機能の強化	2-1 産学官協働ネットワークシステムの構築(短期・中期)	国	大学等やTLO等の産学官連携を担う組織の在り方を含め、今後の産学官連携システムの抜本的改革について調査・検討を行い、結論を得る。	産学官協働ネットワークシステムの構築を促進するため、先進的な取組を支援。
		大学等・研究開発独法	産学官連携活動を自立的に推進していくことができるよう、産学官連携体制の最適化・再構築、財源の確保、内部人材の育成等に取り組む。	金融機関等民間企業の情報力・コーディネート力等を活用しつつ、複数大学等の強みを結集し、大学等、公的研究機関、自治体等が有機的に連携する産学官協働ネットワークシステムを構築。
		金融機関等		産学官協働ネットワークシステムにおいて、金融機関等のもつ情報力・コーディネート力等を活用し、民間企業と大学等とのマッチングを支援。

2-2 民間企業との共同研究の在り方の見直し(短期・中期)	国	出口イメージを共有した戦略的な共同研究の推進に向けて、共同研究における費用負担、間接経費、知的財産の帰属・譲渡、ライセンス料等の取扱いに関する事例を収集・分析するとともに、共同研究の在り方について検討。	
	大学等・研究開発独法	産学双方にとってメリットを享受できるよう、ニーズに即した研究内容の設定を行うとともに、目的に即した柔軟な共同研究契約とするよう取組む。 (主な視点) 分野を超えた研究者の結集による対応、地域で生んだ研究成果を広域的に活用、金融機関等との協働の促進 等	
	産業界	大学等の有する知的資産により積極的に目を向けるとともに、新市場や新産業の創出などを目指し、これまで以上に大学等との戦略的な共同研究に関与。	
2-3 大学等特許の戦略的活用(短期・中期)	国	(特許の戦略的集積・活用) 重点領域における特許情報の収集、技術的観点からの特許の分析・分類やパッケージ化を行い、公的事業投資機関への紹介等による活用を促進。	特許の戦略的集積・活用システムの充実・強化。
	大学等・研究開発独法	(特許の戦略的集積・活用) 大学等、研究開発独法、TLO間の連携により、個々の機関の特許をパッケージ化し、魅力ある特許群を構築。 特許出願の精選や出口を見据えた質の高い特許の出願等の研究者に対する知的財産意識の啓発。	
	公的事業投資機関	(特許の戦略的集積・活用) 大学等、研究開発独法と連携し、関連する知的財産の集積、組み合わせによりライセンスや事業化を促進する知財ファンドの検討・実施。	
	企業等	(特許の戦略的集積・活用) これまで以上に大学等の知的財産を活用することによって、新たな市場の開拓、新たな産業の創出を目指し、大学等の成果を事業につなげ、高付加価値の競争力の高いビジネスモデルを構築	
	国	(海外特許取得・海外侵害対応の支援) 海外特許出願経費等の戦略的支援の強化。特に重要な特許が海外特許侵害等され国益を損なうおそれがある場合の訴訟に対する公的支援。	海外特許取得・海外侵害対応の充実・強化。

3. 産学官連携人材の育成	3-1 産学官連携による人材育成プログラムの開発・実施(短期・中期)	国	人材育成に関する大学等と産業界との対話の促進。産学官連携による教育プログラムの構築や世界でイノベーションを牽引するリーダーを養成するリーディング大学院形成の重点的支援。	リーディング大学院の形成支援の充実・強化。
		大学等	産学官連携による実践的な環境下での教育プログラムの開発、世界でイノベーションを牽引するリーダーとして活躍する人材の育成。	
		産業界	産業界の人材育成ニーズを明確にし、大学等に発信。卒業時までに身につけてほしい能力など、各課程の卒業修了時に必要とされる就業力を明確化。	
3-2 リサーチアドミニストレーターの育成・確保(短期・中期)	3-2 リサーチアドミニストレーターの育成・確保(短期・中期)	国	研究マネジメントを専門的に行うリサーチ・アドミニストレーターを自立的に育成・確保する制度を構築。リサーチ・アドミニストレーターの育成の先進的な取組を行う大学等を支援。	リサーチ・アドミニストレーターの自立的育成・確保やキャリアパス確立の支援を充実・強化。
		大学等	リサーチアドミニストレーターが活躍できる環境やキャリアパスを整備し、OJTによりリサーチ・アドミニストレーターを育成。	

※   は重点施策